## ○国土交通省告示第二百五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に 基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規 定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十九年三月二十一日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社

### 第2 事業の種類

- 1 国土交通大臣起業に係る事業
  - 一般国道115号改築工事(相馬福島道路・福島県伊達市霊山町下小国字力持地内から同県伊達郡桑折町大字松原字中島地内まで)並びにこれに伴う市道、町道及び普通河川付替工事
- 2 東日本高速道路株式会社起業に係る事業

高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線改築工事(福島北ジャンクション(仮称) 新設工事・福島県伊達郡桑折町大字松原字日照田地内から同町大字松原字前原地内ま で)

#### 第3 起業地

- 1 第2の1に係る事業
  - (1) 収用の部分 福島県伊達市霊山町下小国字力持、字上ノ台、字清水、字赤坊及び字水境、霊山町掛田字棚押、字玉田、字大舘、字宮内、字小平山及び字大平山、保原町柱田字滝ノ入、字東沢、字北向山、字西沢及び字胡桃ケ作、保原町富沢字梅ケ作、字明夫内、字沼ノ上、字下ノ内、字松ケ作及び字柿ケ作、保原町所沢字安住内及び字入ノ内、保原町大柳字栃窪入、字栃窪、字大上山及び字竹柄、保原町上保原字拾翠崖、字内山入、字内山、字採芝崖、字上当築、字田向、字仏供田、字京口、字法千在家、字中室内、字大地内及び字上古川、伏黒字笹ケ渕、字十文河原、字道六神、字中曽根、字沖前、字宮本、字土井ノ内、字舘ノ内、字荒屋敷、字六角及び字川岸、下川原、岡沼、堂ノ内並びに日照地内

福島県伊達郡桑折町字界並びに大字松原字日照田、字舘ノ前、字狸内及び字中島地内

(2) 使用の部分 福島県伊達市霊山町下小国字力持、字上ノ台及び字赤坊、霊山町掛田字棚押、字玉田、字大舘、字宮内、字小平山、字大平山及び字北股、保原町柱田字滝ノ入、字東沢、字北向山、字西沢及び字胡桃ケ作、保原町富沢字梅ケ作、字明夫内、字沼ノ上、字下ノ内及び字松ケ作、保原町所沢字入ノ内、保原町大柳字栃窪入、字栃窪、字大上山及び字竹柄、保原町上保原字内山入、字内山、字採芝崖、字上当築、字田向、字京口、字法千在家、字中室内及び字上古川、伏黒字笹ケ渕、字

十文河原、字道六神、字中曽根、字宮本、字舘ノ内、字六角及び字川岸、下川原並びに岡沼地内

福島県伊達郡桑折町字界並びに大字松原字日照田、字舘ノ前及び字狸内地内

### 2 第2の2に係る事業

- (1) 収用の部分 福島県伊達郡桑折町大字松原字日照田、字弁天沢、字中島、字北向、字舘ノ前、字薊田、字舘及び字前原地内
- (2) 使用の部分 福島県伊達郡桑折町大字松原字日照田及び字舘ノ前地内

## 第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

### 1 法第20条第1号の要件への適合性

### (1) 第2の1に係る事業

申請に係る事業は、福島県伊達市霊山町下小国字沼ケ入地内の霊山インターチェンジ(仮称)から同県伊達郡桑折町大字松原字中島地内の福島北ジャンクション(仮称)までの延長12.6kmの区間(以下「本件一般国道区間」という。)を全体計画区間とする「一般国道115号改築工事(相馬福島道路)並びにこれに伴う市道、町道及び普通河川付替工事」(以下「本件一般国道事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件一般国道事業のうち、「一般国道115号改築工事(相馬福島道路)」(以下「一般国道本体事業」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、一般国道本体事業の施行により遮断される市道及び町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、一般国道本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第2号に掲げる公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当する。

### (2) 第2の2に係る事業

申請に係る事業は、福島県伊達郡桑折町大字松原字川原田地内から同町大字松原字前原地内までの延長0.6kmの区間(以下「本件高速自動車国道区間」という。)を全体計画区間とする「高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線改築工事(福島北ジャンクション(仮称)新設工事)」(以下「本件高速自動車国道事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件高速自動車国道事業は、道路法第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件一般国道事業及び本件高速自動車国道事業(以下両事業をあわせて「本件事業」という。)は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

# 2 法第20条第2号の要件への適合性

## (1) 第2の1に係る事業

起業者である国土交通大臣は、既に本件一般国道事業を開始していること、一般 国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、 本件一般国道区間は、同法第13条第1項の指定区間外の区間であるが、起業者は、 同法第27条第1項の規定により道路管理者の権限を代行していることなどの理由か ら、本件一般国道事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

## (2) 第2の2に係る事業

道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第2条第4項に規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路を改築することができるとされているところ、東日本高速道路株式会社は、本件高速自動車国道事業について、平成27年7月31日付けで機構と本件高速自動車国道区間の改築に関する協定を締結し、同年8月5日付けで国土交通大臣から本件高速自動車国道区間の改築に関する許可を受け、平成28年12月12日付けで機構と協定の一部を変更する協定を締結し、同月14日付けで国土交通大臣より変更許可を受けていることなどの理由から、起業者である東日本高速道路株式会社は、本件高速自動車国道事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一般国道115号(以下「本路線」という。)は、相馬市を起点とし、伊達市及び福島市を経由して耶麻郡猪苗代町に至る延長約112kmの主要幹線道路である。

本路線は、相馬市をはじめとする太平洋沿岸の市町村(以下「福島県沿岸地域」という。)と県庁所在地である福島市をはじめとする内陸部を連絡する道路であることから、地域住民の地域内交通に利用されているとともに、物流等による通過交通にも利用されているほか、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した福島県沿岸地域の復興に必要な人的支援、物資、作業車両、資材等の輸送路としても機能している重要な路線である。

しかしながら、本件一般国道区間及び本件高速自動車国道区間(以下両区間をあわせて「本件区間」という。)に対応する本路線(一般国道4号重複区間を含む。以下「現道」という。)は、道路構造令(昭和45年政令第320号)に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない線形不良区間が存在し、当該区間において交通事故が発生しているなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間に線形等の良好な道路が新たに整備され、現道の機能を補完・代替することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保及び物流の効率化に寄与することが認められる。また、東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)に基づき東日本大震災復興対策本部により決定された「東日本大震災からの復興の基本方針」においては、太平洋沿岸と高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線をつなぐ横断軸の強化が掲げられており、本件事業は、福島県の復興支援に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

# (2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、平成28年11月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査が実施されており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧 I B 類として掲載されているホトケドジョウ、絶滅危惧 II 類として掲載されているホトケドジョウ、絶滅危惧 II 類として掲載されているサシバ、サンショウクイ、ミズスマシ、マルタニシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種(以下単に「重要な種」という。)が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧 II 類として掲載されているキキョウ、準絶滅危惧として掲載されているカザグルマ、エビネ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、オオタカについて、営巣が確認されていることから、専門家の指導助言を受け、人工代替巣の設置等の必要な保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場

合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地が24箇所存在するが、このうち3箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る21箇所についても福島県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

# (3) 事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、一般国道のバイパスを、伊達市及び伊達郡桑折町の近傍で計画されている高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線との二重投資を避けるために、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路として建設するとともに、この自動車専用道路と高速自動車国道を連結するためのジャンクションを建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、一般国道本体事業及び本件高速自動車国道事業の事業計画は、平成18年1月1日の合併前の旧霊山町区間については平成24年7月20日に都市計画決定された都市計画と、同合併前の旧保原町及び旧伊達町並びに伊達郡桑折町区間については平成24年7月20日に都市計画決定された都市計画と、ランプの線形、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、一般国道本体事業の施行に伴う市道、町道及び普通河川の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

# 4 法第20条第4号の要件への適合性

## (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は線形不良区間が存在し、交通事故が発生しているなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、福島市長を会長とする一般国道115号(福島・霊山・相馬間)整備促進期成同盟会等より、東日本大震災からの復興に寄与することなどから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

# (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、 それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合 理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

- 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福島県伊達市役所梁川分庁舎及 び同県伊達郡桑折町役場
- 第6 収用又は使用の手続が保留される起業地
  - 1 第2の1に係る事業

福島県伊達市保原町上保原字拾翠崖、字内山入、字内山、字採芝崖、字上当築、字田向、字仏供田、字京口、字法千在家、字中室内、字大地内及び字上古川、伏黒字笹ケ渕、字十文河原、字道六神、字中曽根、字沖前、字宮本、字土井ノ内、字舘ノ内、字荒屋敷、字六角及び字川岸、下川原並びに岡沼地内

第2の2に係る事業
なし